

令和7年度ポータブルX線撮影装置及び関係機器保守点検業務仕様書

1 業務名

令和7年度ポータブルX線撮影装置及び関係機器保守点検業務

2 業務期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

3 業務の概要

医療法に基づいた保守点検の実施（年に1回の点検）

4 点検対象機器

装置名：ポータブルX線撮影装置 PX-20BTmini (株式会社ケンコー・トキナー製)

専用支持器 PS-12 型支持器

5 点検場所

香川県丸亀市土器町東八丁目 526 番地

香川県中讃保健福祉事務所 2階レントゲン室

ただし、当事務所での点検が不相当と認められるに至った場合は、当事務所担当者と協議の上、点検対象機器を送付し点検を行うものとする。

6 保守点検内容

・定期点検 年1回の点検項目（取り扱い説明書に準ずる）

- (1) 管電圧試験
- (2) 管電流試験
- (3) mAs 試験
- (4) 可動絞りの照射野及びずれ試験
- (5) 吊り手部の動作確認
- (6) 絞り器確認
- (7) 照射確認(スイッチ確認等)
- (8) 満充電確認 (バッテリーの確認)
- (9) PS-12 型支持器の検査

外観検査、薬事検査(品目仕様項目確認)、動作確認、その他の検査(専用バック等の確認)

- ・保守契約には下記の作業及び交換部品を含むこと。

点検調整費

点検交換部品

- ① 照射野ランプ等消耗品（定期交換部品）

なお、修繕対応となる部品については点検には含まないこととする。

7 その他

- ・委託料には、当事務所までの出張費又は、点検対象機器の輸送料を含むこと。
- ・業務完了後、保守点検内容を記載した報告書をすみやかに提出すること。（点検の結果、修繕を要すると判断された場合は、その内容を報告書に記載すること。）
- ・保守点検実施日は、当事務所担当者と協議の上、決定する。